

2008年1月23日

京都市会議員 各位

共済懇話会・京都

代表者 久保田 憲一  
(連絡先)

〒606-8397

京都市左京区聖護院川原町4-13

教育文化センター5階

TEL 075-771-2200

### 新保険業法の「経過措置期間」の延長等を求める要望書

貴職におかれましては連日、市政の重責を果たされておりますことに、心から敬意を表します。

私たちは、自営商工業者、医療関係者、登山者、労働組合など、さまざまな分野で活動する団体が共同してつくりました「共済懇話会・京都」と申します。

私たちは、非営利の団体が、団体の構成員に限定して福利厚生として団体自治に基づいて運営する共済を今後とも健全に運営していけるよう、自主共済を新保険業法の適用除外とすることを要望するため、また、本年3月31日までの「経過措置」期間の延長を共同して関係各機関及び関係各位に求めるために、昨年11月26日に結成致しました。

新保険業法が国会審議入りする前の金融審議会では、「構成員が真に限定されるものについては、特定のもの相手方とする共済として、従来どおり、その運営を専ら構成員の自治に委ねることで足り、規制の対象外とすべき」と指摘されてきました。そして、法成立以降も第168臨時国会までの各国会で、与野党国会議員から自主共済の継続を保障する必要性強く主張していただき、金融担当大臣からも積極的な対応を行う旨の答弁も重ねられてきました。

しかし、こうして国会で真剣な審議がすすめられている中でも、新保険業法の「経過措置」の期限の2008年3月31日が容赦なく迫ってきており、共済制度や互助会を廃止する団体が次々に生まれてきています。

各団体が会員の福利厚生を目的に実施する共済制度は、名称や仕組みなどは異なりますが、それぞれの構成員の切実な要望をふまえて創設され、今日まで運営実績を積み重ね、健全に運営されてきた歴史があります。それが次々に失われ・加入者の権利が奪われ、将来に向かっての保障を断念させられるなど、事態は深刻化しています。具体的手立てをとることに一刻の猶予も残されていません。私たちは、「経過措置期間」の延長等を直ちに実現していただくよう国の関係機関へ下記内容を趣旨とした意見書を上程していただきますよう要望します。

## 記

### 【要望事項】

#### 1. 差し迫った新保険業法の「経過措置」期間を直ちに延長する取扱いを実現してください

2008年3月31日までの経過措置の期日に一日迫るごとに、共済制度や互助会が次々と廃止・解散に追い込まれています。国の責任において、「経過措置」期間の延長を直ちに実現し、広範な共済加入者と国民に安心を与えていただくよう要請します。

#### 1. 自主的な共済を新保険業法の適用除外にしてください

本来、契約者・加入者保護を目的として制定された新保険業法が、加入者を支える自主共済を破滅させることは法の趣旨にも真っ向から反するものであり、大きな矛盾です。

新保険業法は労働組合等一部団体に対して適用除外を規定していますが、その他の多くの団体においては、次々と廃止・解散に追い込まれようとしています。

差し迫った事態を打開するために、次の項目を政省令に加える等、新しい基準を設け、法的裏づけのある適用除外を実現して下さい。

#### <改正点>

新保険業法第2条第1項の除外規定「二 次に掲げるもの」の「ト」として、「共通の社会的立場や要求を持った人々で構成する団体が、当該団体の活動目的の一つとして共済活動を掲げ、その目的と構成員の福祉を増進するために当該共済活動を構成員のみを対象として非営利で実施し、当該共済活動を共済加入者等が十分に監督しうる仕組みがあるもの」として、政省令に加える等、新しい基準を設け、法律上で適用除外を実現して下さい。

以上

#### 共済懇話会・京都参加団体

- 【協賛団体】 京都府保険医協会  
京都地方労働組合総評議会  
京都国家公務員労働組合共闘会議  
京都市職員労働組合
- 【加盟団体】 京都府歯科保険医協会  
京都府商工団体連合会  
京都府勤労者山岳連盟  
京都教職員組合  
全京都建築労働組合  
京都自治体労働組合総連合  
京都医療労働組合連合会  
京滋民医連共済会連絡会  
全国福祉保育労京都地本  
京滋労働組合共済会